

毒物劇物販売業登録申請

(一般・農業用品目・特定品目)

※オーダー販売（毒物劇物を直接に取り扱わず、伝票操作のみを行う場合）のご案内です。
毒物劇物を直接に取り扱う場合は別のご案内をご覧ください。

①添付書類；登記事項証明書

- ・6か月以内に発行されたものが有効
- ・法人の目的の中に、毒劇物の販売に関する業務の記載が必要

②手数料；16,900円

記載例

別記第2号様式（第2条関係）

該当するものを○で囲みます。

○一般販売業

毒物劇物

農業用品目販売業

登録申請書

特定品目販売業

ビルの階数まで記載します。

店舗の所在地 及び名称	中央区日本橋堀留町○丁目○番○号 保健ビル7階 ○○株式会社 堀留町支店
毒物劇物を直接取り扱わない場合 (オーダー販売)に記載します。	毒物劇物を直接扱いません。
備考	関係書類については令和×年○○月○○日提出の下記の店舗の申請・届書に添付 ○○株式会社 銀座支店 (中央区銀座△丁目△番△号 銀座△ビル)

既に中央区保健所に同一の書類を提出していて、添付書類を省略する場合に記載します。

○一般販売業

上記により、毒物劇物

農業用品目販売業

の登録を申請します。

特定品目販売業

令和 ×年 ○○月 ××日

届出日を記載します。

住

所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

東京都中央区築地△丁目△番△号

氏

名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

○○株式会社
代表取締役 中央 太郎

法人の場合は登記された本社の所在地、名称及び代表者の氏名を記載します。

電話番号

03 (3541) 5937

担当者名

日本橋 △△

中央区保健所長